



栃木労働局「今月(10月)のおすすすめ情報」を紹介します。

栃木労働局の
公式SNS↓

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすすめ情報**①【栃木県最低賃金】10月1日から時間額1,068円に改正しました！**○栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者と
その使用者に適用されます。

○一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

○「塗料製造業」を除く栃木県特定最低賃金は栃木県最低賃金を下回るため
当面の間、栃木県最低賃金が適用になります。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、活用ください。

*** 賃上げ支援助成金パッケージ:**生産性向上（設備・人への投資等）や、
非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の
「賃上げ」を支援。

（※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください）

*** とちぎ賃上げ加速・定着支援金:**5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に
取り組む中小企業等を対象に従業員1人あたり5万円、1企業あたり最大100万円
を支給する制度。

【問合せ】とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL: 028-666-7111

賃金引上げ支援策特別相談窓口設置中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策の一環として、
「賃金引上げ支援策特別相談窓口」を県内使用者団体、栃木県等と連携して
設置します。

開催日 10 / 14(火)・11 / 19(水)・12 / 12(金) 10:00～16:45

場所 栃木県庁昭和館 2F 多目的室2（宇都宮市塙田1-1-20）

【申込先】栃木働き方改革推進支援センター

FAX 028-678-8929

e-mail: tochigi@workstylereform.net

栃木県の最低賃金
についてはこちら「賃上げ」支援助
成金パッケージに
ついてはこちらとちぎ賃上げ加速・
定着支援金につい
てはこちら栃木働き方改革推
進支援センターに
ついてはこちら**② 令和7年(2025年)10月1日施行 育児・介護休業法 ～柔軟な働き方を実現するための措置等が義務化～就業規則等の見直しが必要です！**

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務化

・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択
して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等（10日以上/月）
- ③保育施設の設置運営等
- ④養育両立支援休暇の付与（10日以上/年）
- ⑤短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認の義務化

③ もっと自分らしい働き方休み方 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務
運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や労働
者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次
有給休暇制度」の活用が効果的です